

特別養護老人ホーム ぬまづホーム 利用料金早見表

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費		¥23,479	¥25,907	¥28,439	¥30,866	¥33,259
第4段階	従来型個室	¥1,231	¥1,231	¥1,231	¥1,231	¥1,231
	多床室	¥915	¥915	¥915	¥915	¥915
	食費	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥1,500
	1割負担					
	1か月利用料(個室)	¥105,409	¥107,837	¥110,369	¥112,796	¥115,189
	1か月利用料(多床室)	¥95,929	¥98,357	¥100,889	¥103,316	¥105,709
	2割負担					
	1か月利用料(個室)	¥128,888	¥133,744	¥138,808	¥143,662	¥148,448
	1か月利用料(多床室)	¥119,408	¥124,264	¥129,328	¥134,182	¥138,968
	3割負担					
	1か月利用料(個室)	¥152,367	¥159,651	¥167,247	¥174,528	¥181,707
	1か月利用料(多床室)	¥142,887	¥150,171	¥157,767	¥165,048	¥172,227
第3段階②	従来型個室	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880
	多床室	¥430	¥430	¥430	¥430	¥430
	食費	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360
	1か月利用料(個室)	¥90,679	¥93,107	¥95,639	¥98,066	¥100,459
	1か月利用料(多床室)	¥77,179	¥79,607	¥82,139	¥84,566	¥86,959
第3段階①	従来型個室	¥880	¥880	¥880	¥880	¥880
	多床室	¥480	¥480	¥480	¥480	¥480
	食費	¥650	¥650	¥650	¥650	¥650
	1か月利用料(個室)	¥69,379	¥71,807	¥74,339	¥76,766	¥79,159
	1か月利用料(多床室)	¥57,379	¥59,807	¥62,339	¥64,766	¥67,159
第2段階	従来型個室	¥480	¥480	¥480	¥480	¥480
	多床室	¥430	¥430	¥430	¥430	¥430
	食費	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390
	1か月利用料(個室)	¥49,579	¥52,007	¥54,539	¥56,966	¥59,359
	1か月利用料(多床室)	¥48,079	¥50,507	¥53,039	¥55,466	¥57,859
第1段階	従来型個室	¥380	¥380	¥380	¥380	¥380
	多床室	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
	食費	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300
	1か月利用料(個室)	¥43,879	¥46,307	¥48,839	¥51,266	¥53,659
	1か月利用料(多床室)	¥32,479	¥34,907	¥37,439	¥39,866	¥42,259

上記の他に、日用品、嗜好品、レクリエーション費、医療費等が必要になります。

洗濯代とオムツ代は介護サービス費に含まれています。

以下の負担軽減制度については、市町村への申請が必要になります。申請する場合は、所得や預貯金の報告があるため、ご本人もしくはご家族の申請になります。

介護保険負担限度額認定制度

※ 部屋代と食費には負担軽減の制度があります。第1段階から第3段階②の負担限度額認定の対象となる方は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）市民税世帯非課税であって以下の基準にあてはまる方です。（令和3年8月1日からは第2段階：単身650万円夫婦1650万円、第3段階①：単身550万円夫婦1550万円、第3段階②単身500万円

第1段階は、生活保護受給者の方等。

第2段階は、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

第3段階①は、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で年金収入等が80万円超120万円以下。

第3段階②は、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税を課税されていない方で年金収入等が120万円超。

社会福祉法人負担軽減制度

社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、生計が困難な人に対して、その利用料の、原則として4分の1を軽減する制度。住民税世帯非課税の人で、以下の条件を満たす人のうち、申請に基づき市町が認定した方。

年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

介護保険料を滞納していないこと。